

会 議 録

会議名	平成28年度第3回小金井市消費生活審議会（第10期）		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	平成29年3月14日（火） 午前10時～11時		
開催場所	小金井市前原暫定集会施設B会議室		
出席者	委員	富岡 秀夫（会長）・宮本 智次郎（会長職務代理者） 矢澤 朋香・吉田 安之・斉藤 浩 田中 静枝・鈴木 洋子	
	その他	なし	
	事務局	藤本 裕 市民部長・高橋 啓之 経済課長 佐藤 智毅 消費生活係長・野田 純子 消費生活係主事	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可・（一部不可）	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成28年度第3回小金井市消費生活審議会（第10期）会議次第

日時：平成29年3月14日（火）午前10時から

場所：小金井市前原暫定集会室 B 会議室

司会進行 経済課長

1 開会

会長あいさつ

2 議題

(1) これからの消費者行政のあり方について

ア. 平成28年度消費者行政事業報告

イ. 平成29年度の消費者行政事業予定について

(2) その他

3 閉会

配布資料	資料1	平成28年度	消費生活係事業報告
	資料2	平成29年度	一般財源活用一覧
	資料3	平成29年度	消費者行政推進交付金活用一覧

審議経過（主な発言要旨等）

- 司会（経済課長） 定刻になったので、平成28年度第3回小金井市消費生活審議会（第10期）を開会する。議事に先立ち、会長に挨拶をお願いする。
- 会 長 《 挨拶 》
- 司 会 現在委員定数は7名で、本日全員の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。
- 会 長 富岡会長に議事進行をお願いする。
- 会 長 それでは、議題（1）「これからの消費者行政のあり方について」平成28年度消費者行政事業について、事務局から報告をお願いする。
- 事務局 《 事務局より説明 》
- 会 長 何か意見はあるか。
- 委 員 公衆浴場施設改修費補助金については、申請がある予定か。
- 事務局 申請されると聞いている。
- 委 員 浴場の周囲を美化してほしいという声を多く聞く。もし補助金が出るのであれば、周囲の美化に使ってほしい。
- 委 員 市の方から美化の指導もしくは提案はできないのか。
- 会 長 公衆浴場施設改修費補助金の補助対象には、周囲の美化は含まれるのか。もし補助対象であれば、市の方から、こういう意見があったということで伝えていただければいいと思う。一般的には、浴場内の設備等が補助対象のものが多と思うがいかがか。
- 課 長 当補助金は、設備の整備等に対する補助である。ただ、審議会でこういう声があったということをお伝えすることは可能かと思われる。
- 会 長 こういった公衆浴場は採算的にはどうなっているのか。最近是个々の家にお風呂があるので、公衆浴場はどんどん減ってきている状況だ。いずれにしろ、審議会からこういう意見があったということ伝えていただくようお願いする。
- 委 員 他に意見や質問はあるか。
- 委 員 放射能測定実施状況について、いろいろな食品が測定されているが、これは一般市民の方が持ち込んでいるものもあれば、協議会の方が定期的に測定しているものもあると思うが、ほとんどが一般市民の方からの持ち込

みなのか。

事務局

当事業は、市民の方が、自分が食べるものに不安があるときに測定してもらうものである。受付は経済課で行い、実際の測定は放射能測定器運営連絡協議会にお願いをしている。市民の方が不安に思った様々な食品を無料で測定しているものである。

委員

市が、市内の野菜等を定期的に測っているというものではないのか。

委員

私は協議会のメンバーなので代わりにお答えする。この測定事業は、営利目的のものは不可としており、あくまでも個人で測りたいものに限定している。よって、農家で出荷されるものについては営利目的となるため測定対象にはならない。ただ、農家の方が自宅用として個人的に食べる分を測っていただくのは問題ないので、ぜひとも市内の農家さんに野菜を測っていただきたい。測定に来る方には、「小金井の野菜はどうなの」といつも聞かれるので、「小金井の野菜はここ何年も放射能出たことないんですよ」とお答えすると、皆さん非常に安心される。農家の方にはぜひ個人的に測っていただいて、小金井の畑は安心なのだということを伝えてほしい。また、測り慣れるということも大切だと思う。何か起こってから慌てて対応するのではなく、通常から測って慣れておけば安心して提供できると思う。

会長

生産者が自分の野菜を測って宣伝するというのはいけないのか。

委員

営利目的を禁止しているので、販売目的で測るのは不可である。ただ、同じ畑で採れた自分で食べる分を測りたいというのは構わない。

委員

営利目的不可というのは、測定の数と時間に限りがあるということか。

委員

そうではない。そもそもの目的が営利目的になっていないためである。

事務局

市民の安全安心確保のためというのが、そもそもの目的である。

委員

J Aが販売目的でやる、というものとは違うということか。

委員

そのとおりである。J AはJ Aで独自で行っている。ぜひ個人的にということで市内の農家さんに使っていただけたらと思う。

委員

農家の方たちに、このような市民測定を知っていただくことが必要だ。まだ農家の方たちは知らないと思う。

委員

放射能測定というと嫌がられることもあるが、普段から測定することに慣れてもらうことが、いざという時にどうふるまうかの準備になるし、そんなに怖がるものでもない。安全を確認したうえで提供する、という方が

皆にとって良いことだと思う。ぜひこの事業を活用していただきたい。

委員

ぜひ持ち帰って議論したい。ただ、営利目的かどうかの境が難しい。一度、協議会の方に来てもらい、農家の方に話をしていただきたい。

委員

協議会としても直接お話できる方がいいので、ぜひそういう場を設けていただきたい。

委員

野菜の販売は、市の南の方が多いのか。

委員

全体的に畑が少なくなっている。直売所を設けている方だけでなく、JAに卸している方もいるので直売所で売る分は少ない、ということもある。

委員

小平市にはあちこちに直売所がある。小金井市は少ないので、見つけるとすぐに買うようにしている。

委員

数が少ないので、すぐに売れてしまうようだ。

会長

他に意見はあるか。なければ続いて平成29年度の消費者行政事業予定の一般財源分について事務局から説明をお願いします。

事務局

《 事務局より説明 》

会長

質問や意見はあるか。では、続いて推進交付金分について事務局に説明を求める。

事務局

《 事務局より説明 》

会長

質問や意見はあるか。

委員

給食食材の放射性物質測定について、これは全部の小中学校で行っているのか。

事務局

全ての小中学校、保育園で行っている。

会長

推進交付金の中の「多様化する消費者問題への対応力強化」事業について、平成29年度、高齢者にアンケートを実施するということであるが、平成27年度に高齢者世帯の全戸訪問事業を行ったと思うので、その経験や結果を活かしてやらないといけない。ただアンケートを実施するだけでは被害はいつまでたっても減らない。その後の施策に反映できるような内容になるよう考えてほしい。同じようなことを繰り返しても意味がないので、そのあたりはよく検討していただきたい。

東京都消費者行政推進交付金は、東京都が窓口になっているがお金の出所は消費者庁である。平成28年度においては、年間トータルで70億円

くらいの規模のものである。小金井市においてもこの交付金をうまく活用していただければいいと思う。

委員 交付金の申請時期など年間スケジュールはどのようなものか。

会長 国の場合だと8月くらいに財務省に提出するのが通常であるが、市の場合はどうなっているのか。

事務局 まず夏頃に最初の要望額調査がきて、その後、年末に2回目の要望額調査がくる。年明けに事業計画についての調査がきて、最終的に3月に申請をする、という流れである。

会長 交付金は、各都道府県から要望があったものを消費者庁が調整して配分しているはずである。都道府県は各市町村の要望を調整しなければならないので、基本的に、市は夏頃までに次年度の予算を都にあげることになると思う。

事務局 交付金の交付決定は年度明けになるため、毎年6月の補正予算で対応して事業実施という形になるということを補足させていただく。

課長 本日の資料でお示ししている交付金活用一覧は、今度の6月補正で対応予定のものをお示ししている。申請自体は、つい先日提出したところである。

会長 申請にあたっては、都と事前調整していると思うので、6月補正後の事業開始であったとしても、事前準備はある程度できると思う。交付金の活用については、全国でも自治体によって温度差がある。熱心に活用している自治体がある一方、「担当者がいないので申請できない」とほとんど活用していないところもある。

他に質問などあるか。

委員 自動通話録音機について、来年度から交付金を活用するようであるが、台数は何台くらい準備する予定か。

事務局 200台を予定している。

委員 これはお年寄りに効果があると思うが、さらに拡大していく予定はあるのか。市内の高齢者にどのくらい普及しているものなのか。たとえば、ある年齢に達したら全員に市が配布する、というようなことがあってもいいかもしれない。こうすれば、市内のオレオレ詐欺の被害が減ってくるのではないか。

会 長	平成29年度にまず200台用意し、市民の方からの要望が多ければ、30年度以降にまた用意するということもできる。市民の希望に沿っていなければ意味がないので、例えば、次年度行うアンケートにそういった項目を入れる、というのもひとつの方法だと思う。
委 員	お年寄りは使い方がわからないことが新しい機械導入の壁になるので、簡単な説明を付け加えてあげると、「だったら私も使ってみよう」となるかもしれない。
会 長	お年寄り本人だけでなく、そのご家族にすすめて、つけてもらうというのがいいのではないかと思う。
委 員	若年層に対しては、アンケートや冊子で啓発を行ったりしていると思うが、相談室はインターネットでの受付はしているのか。
事務局	ネットでの相談受付はしていない。基本は、電話または来庁でお願いしている。
委 員	それは法律で決まっているのか。
事務局	そうではない。やはり斡旋交渉に入る場合など、その方が契約当事者なのかを確認する必要がある、電話または来庁が相談の基本だと考えている。
会 長	全国的にみてもメールでの相談受付は行わないのが基本である。ただ「こういう被害にあった」という情報提供のメールを受け付けることはあるようだ。国民生活センターでも被害情報をメールで受け付けたりしている。ただし、それらは回答を要しない、あくまでも情報としていただく、ということに限られている。実際、小金井市の相談室は原則相談員2名体制なので、電話対応だけで手一杯なのではないかと思う。メール受付するには、相談員の人手不足の問題があるだろう。これに関連して、相談員の報酬について確認したいのだが、一人あたり年間120万円ということは、おおよそ月10万円ということだと思うが、月に何日勤務なのか。
事務局	月10日勤務である。月額93,600円プラス通勤手当となる。
会 長	これが安いか高いかということについてはいろいろ議論があると思うが、たとえば国民生活センターには経験豊かな総括相談員というのがおり、一日あたり18,000円出している。相談員というのはありとあらゆる相談を受ける。法律のことも商品知識も知っていなければならない。さらに相談を受けてどのように対応していくか、悩むわりに報酬が低いという

ことがあったので、大幅に報酬を上げたという経緯がある。小金井市の相談員は社会保険には加入しているのか。

事務局

加入していない。

会 長

この金額でよく来てくれているなという印象だ。郊外の相談室は、相談員が不足している状況だ。相談員資格をとっても、一日8,000円～9,000円くらいにしかならないのであれば、スーパーのレジの方がお金になると考えるものだ。相談員の処遇についても、今後よく検討していただきたい。

委 員

この報酬は、小金井市の給与規定のようなものに即して決まっているのか。

事務局

そのとおりだ。非常勤嘱託職員の給与表にあわせて支給している。やはり月10日勤務でフルタイムでないことがあるので、月額93,600円という形になっている。

会 長

今はやはり社会保険に入らないと人材が集まらない傾向にある。

委 員

正規職員で雇う、というのは難しいのか。

課 長

専門性が非常に高いので、正規職員という選択は難しいと思う。フルタイムの非常勤嘱託職員にするのか、月10日程度の非常勤嘱託職員にするのかという中で、たしかにフルタイムの方が人が集まりやすい面もあると思うが、月10日勤務のニーズもそれなりにあるのも事実だ。月10日程度で扶養の範囲内で、自分の専門性を発揮して働きたいと考える方もいらっしゃる。

会 長

これは市の方針なので、私が強くいえることではないが、女性の社会進出が進む中で、いずれフルタイムの方向になっていくのではないかと思う。他に意見はあるか。

委 員

自動通話録音機について、当初130台貸与したとあったが、この中にすでに亡くなられた方もいると思うが、この分はリサイクルしているのか。それとも捨ててしまっているのか。

委 員

亡くなられた方の分については回収しているのか。

会 長

貸与という形をとっているので、一旦、市に戻しているのか。

事務局

自動通話録音機の貸与については、地域安全課が行っている。「もういらなくなった」と返却されたものについては引き取っていると思うが、それ

以外のものについては特に後追いはしていないのではないかと思います。

委員
事務局
委員

戻ってきたものは、リサイクルして他の人に貸しているのか。

その点については、地域安全課に確認する。

以前、知り合いの方のお母様が振込め詐欺の被害に遭いそうになったことがあった。その時、銀行からご家族の方に確認の電話があったそうだ。お母様は払う気になっていたところを、家族に確認したおかげで未遂で済んだ。今はそういう流れになっている。ただ、仕返しがこわいので、表沙汰にせず伏せておこうということになったようだ。

委員

最近、騙し取る手口として、コンビニの機械を使ったり、電子マネーを買わせたり、という手段が多い。コンビニのATM付近に警察がビラをまいたりしているが、コンビニは忙しいし、店員もバイトが多いので、金融機関のように徹底されていない。2、3日ビラが貼ってあってもすぐ剥がされてしまったりするようだ。コンビニでお金を騙し取られるケースが非常に増えているので、今後コンビニ業界へ犯罪予防を強く継続的に働きかけていくことが必要だろう。コンビニの方の協力を得ることが非常に大切だ。

会長
委員

コンビニのATMを使う人は多いのか。

非常に多い。コンビニは金融機関に比べて警備員もいないし、チェックする人が少ない。また、電子マネーを買わせるケースも多い。

委員
委員

デパートの店員に成りすましてお金を取りにくるというケースもある。

『高額な電子マネーを買わされているのは詐欺だ』といくら啓発していても、実際は、バイトの店員が何もチェックせずに売ってしまっているのが現状だ。そこが金融機関との大きな違いである。

事務局

昨年、小金井警察と連携して、コンビニ配布用のチラシを作成した。あわせて国民生活センターの「見守り新鮮情報」をラミネート加工したものを作成し、市内のコンビニエンスストアや管轄の事務所をまわって、被害未然防止の声かけのお願いをさせていただいた。しかしながら、チラシの掲示すらされない、という非常に残念な結果となった。ATMの機械や電子マネーギフト券の裏面に注意喚起情報が載ったりしているが、いざその時になると動揺して目に入らないものだと思うので、やはりコンビニへの働きかけは必要だと感じている。

会 長	業界団体へ、警察なり行政なりが働きかけをするというのもひとつの手 かもしれない。 その他事務局から何かあるか。
事務局	特にない。
会 長	本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会する。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎 4階議会図書室

小金井市役所第二庁舎 4階経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎 6階情報公開コーナー